

# 施策評価シート

幹事部局

健康福祉部

<b>施策の名称</b>	Ⅷ-2-(1) 食の安全・生活衛生の確保
<b>施策の目的</b>	食品の生産から消費に至る一貫した安全対策及び生活衛生関係営業の衛生環境を確保することにより、県民の安全・安心な生活を確保します。
<b>施策の現状 に対する評価</b>	<p>①(食の安全の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナウイルス感染症に係る感染予防対策の浸透により、営業施設における食中毒は2件であったが、アニサキスによる食中毒が7件発生し、前年度に比較し増加した。</li> <li>・ 令和3年6月から、HACCPによる衛生管理が義務化され、講習会や様々な取組によって、事業者のHACCP導入を推進してきたが、事業者の理解が不足しており、取組が不十分な事業者がいる。</li> <li>・ 食品事業者に対する食品表示講習会や相談対応等により、食品表示は概ね適正に行われているが、表示基準の改定に応じた新たな項目等の周知や指導が課題である。</li> </ul> <p>②(安全な生活環境の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活衛生関係営業施設に対する監視指導により、全体として、生活衛生に関する健康被害の防止が図られている。一方で、公衆浴場及び旅館において、レジオネラ症防止対策が不十分な施設がある。</li> <li>・ 飲食店の新型コロナの感染防止と事業活動の両立を図るため、感染防止対策に取り組む飲食店を認証する制度により、1,200店舗余りを認証し、飲食店の感染防止対策の向上に繋がった(令和5年5月8日から、5類感染症に変更されたことに伴い制度を終了した)。</li> </ul> <p>③(人と動物の共生の実現)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 動物愛護思想の普及啓発の取組により、犬猫の引取頭数は年々減少している。</li> <li>・ 愛護動物に対する不適切な行為により、警察が介入する事案があった。これまで動物愛護思想の啓発が十分図られていなかった産業動物等について、普及啓発が必要である。(前年度の評価後に見直した点)</li> <li>・ 引き続き、事業者向けHACCP研修を実施し、対象業種を拡大する等、HACCP導入の支援の充実を図る。</li> </ul>
<b>今後の取組 の方向性</b>	<p>①(食の安全の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品事業者及び消費者に対し、魚介類の生食による寄生虫の食中毒予防対策の啓発を行う。</li> <li>・ HACCPに基づく衛生管理について、特に小規模事業者に対し、関係機関や業界団体と連携し重点的に指導・助言を行い、より一層衛生管理の徹底を図る。</li> <li>・ 食品表示法の食品表示基準の改定に応じて、食品事業者への周知を徹底する。</li> </ul> <p>②(安全な生活環境の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活衛生関係営業施設に対する監視指導を行い、自主管理の徹底を働きかける。</li> <li>・ 特に、公衆浴場及び旅館については、レジオネラ症防止対策について、自主管理の徹底を働きかける。</li> </ul> <p>③(人と動物の共生の実現)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飼い主のいない猫による環境侵害防止と子猫の繁殖防止による引取り・殺処分の減少を目的とした地域猫活動を推進する。</li> <li>・ 種々の事業や広報等を活用し、関係機関や愛護団体等と連携して、産業動物も含めた動物愛護思想の一層の普及を図る。</li> </ul>



事務事業の一覧

施策の名称		Ⅷ-2-(1) 食の安全・生活衛生の確保				
	事務事業の名称	目的		前年度の 事業費 (千円)	今年度の 事業費 (千円)	所管課名
		誰(何)を対象として	どういう状態を目指すのか			
1	食品衛生対策推進事業	食品事業者、食品関係施設を利用する人、食品を購入する人	食品等に起因する健康被害を防止する	42,731	67,817	薬事衛生課
2	カネミ油症・森永ミルク中毒被害者検診・支援事業	カネミ油症患者・森永ミルク中毒認定被害者	認定患者(被害者)に検診や必要な行政サービスの紹介・提供を行う	816	1,679	薬事衛生課
3	食品流通対策事業	県内食品製造・販売・提供事業者	消費者が食品を安心して購入・飲食できるように、食品表示法に基づく食品表示の適正化を図る	4,097	1,540	薬事衛生課
4	生活衛生団体等の育成事業	理容所、美容所、クリーニング所、興行場、旅館及び公衆浴場の生活衛生団体等・営業者	経営基盤を安定させ、衛生水準の向上を図る。	22,870	25,028	薬事衛生課
5	動物管理対策事業	動物の飼い主・動物取扱業者	動物愛護思想、適正飼養の定着を図り、動物による環境侵害等の発生を防止する	28,817	33,169	薬事衛生課
6	米トレーサビリティ制度推進事業	県内米穀類生産・販売・輸入・加工・製造・提供業者、消費者	米トレーサビリティ法に基づき、米・米加工品の取引に際して、適切な産地情報の伝達を行い、食品として適正なものの流通、表示の適正化を図り、消費者、県民の利益増進と農業及び関連産業の健全な発展を図る。	2,473	3,178	農山漁村振興課
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						

# 事務事業評価シート

## 1 事務事業の概要

担当課

薬事衛生課

事務事業の名称		食品衛生対策推進事業			
目的	誰(何)を対象として	食品事業者、食品関係施設を利用する人、食品を購入する人	事業費 (千円)	令和4年度の実績額	令和5年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	食品等に起因する健康被害を防止する		42,731	67,817
			うち一般財源 (千円)	18,002	30,641
令和5年度の取組内容	・衛生管理の向上のため、食品関係事業者に対して、講習会の実施や監視指導を行う ・衛生知識の普及のため、消費者に対して、新聞やホームページを活用するなど、様々な媒体を活用し情報提供を行う				
令和4年度に行った評価を踏まえて見直したこと	毎年度、実施している食品事業者育成研修(HACCP研修)の参加者数を増やす。				
1	上位の施策	VIII-2-(1) 食の安全・生活衛生の確保	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

## 2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上分類
1	監視指導が可能な食品営業施設等における食中毒年間発生件数(松江市内の施設を除く)【当該年度4月～3月】	目標値		7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	件	単年度値
		実績値	7.0	1.0	2.0	2.0				
		達成率	—	185.8	171.5	171.5	—	—	%	
2	食品収去検査による成分規格違反件数(松江市内の事業者を除く)【当該年度4月～3月】	目標値		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	件	単年度値
		実績値	0.0	0.0	0.0	0.0				
		達成率	—	—	—	—	—	—	%	
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		・令和4年度食中毒が13件(患者数33名)発生したが、このうち監視指導が可能な食品営業施設等における食中毒は2件(患者数15名)であった。 ・患者数が50名以上の大規模な食中毒はなかった。 ・13件の内訳: アニサキス7件、植物性自然毒2件、カンピロバクター1件、サルモネラ属菌1件、寄生虫1件、不明1件								

## 3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	・令和4年度の食中毒の発生は13件と前年と比較し増加したが、監視指導が可能な食品営業施設等における食中毒は2件であった。 ・食品事業者の食中毒予防に対する意識も向上が図られているものと考えられる。 ・アニサキスによる食中毒が7件発生し、前年の2件と比較し増加した。
課題分析	① 課題	ア) 寄生虫による食中毒が増加しており、冷凍や加熱といった予防対策が敬遠される傾向がある。 イ) HACCPによる衛生管理が義務化されたが、取組が不十分な事業者が存在している。 ウ) 食品衛生法の改正に伴い、今まで許可不要であった漬物や魚の干物などをR6.5.31以降も製造する場合、新たに許可取得をしなければならなくなった。
	② 原因	ア) 一度冷凍したものを解凍して提供すると食感が落ちること嫌がり、生鮮として提供したいと思っている。 イ) HACCPの完全義務化について、認知度は高まっているが、具体的な手法について、理解されていない可能性がある。 ウ) 特に魚の干物を製造する事業者については保健所が十分に把握する手法がなく、保健所からのアプローチが困難である。
	③ 方向性	ア) 消費者や事業者に対し、各種広報や衛生講習会を通じて、魚介類の生食による寄生虫の食中毒予防対策の啓発を行う。 イ) HACCPに沿った衛生管理について、食品事業者が取り組む「HACCPに沿った衛生管理」の成果が見えるよう、指導助言を行う。 ウ) 積極的かつ計画的な監視指導により、手引書に基づいた衛生管理計画の作成及び記録の作成・保存を普及させる。 エ) 様々な媒体やツールを用いて、対象となる水産製品製造業者に幅広く周知をおこなう。

# 事務事業評価シート

<b>1 事務事業の概要</b>	担当課 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">薬事衛生課</span>
------------------	---

事務事業の名称		カネミ油症・森永ミルク中毒被害者検診・支援事業			
目的	誰(何)を対象として	カネミ油症患者・森永ミルク中毒認定被害者	事業費 (千円)	令和4年度の実績額	令和5年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	認定患者(被害者)に検診や必要な行政サービスの紹介・提供を行う		816	1,679
			うち一般財源 (千円)	0	0
令和5年度の取組内容	・森永ミルク中毒被害者の救援事業に行政協力する ・カネミ油症認定患者に対し経過観察の検診を実施する				
令和4年度に行った評価を踏まえて見直したこと	森永ミルク中毒被害者救済対策委員会への出席を維持する				
1	上位の施策	VIII-2-(1) 食の安全・生活衛生の確保	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

## 2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上分類
1	カネミ油症検診受診率【当該年度4月～3月】	目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	%	単年度値
		実績値	100.0	0.0	0.0	25.0				
		達成率	—	—	—	25.0	—	—	%	
2		目標値	—	—	—	—	—	—		
		実績値								
		達成率	—	—	—	—	—	—	%	
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		○森永ミルク中毒被害者に対する取り組み ・被害者救済連絡会議(行政協力懇談会)の開催:1回 ・山陰地域救済対策委員会への出席:5回 ○カネミ油症患者に対する取り組み ・カネミ油症健康実態調査:実施者数4名/対象者数4名 ・カネミ油症検診:認定患者4名中1名が受診								

## 3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	・(公財)ひかり協会に対し、被害者救済連絡会議などを通じ、行政が行っている検診事業等を紹介し、被害者の受診希望に応えることができた。 ・カネミ油症患者に対しては、国が実施するカネミ油症健康実態調査を4名に対し実施、全国油症治療班が行う検診事業は、鳥取大学医学部付属病院にて実施し、1名が受診
課題分析	① 課題	・森永ミルク中毒被害者の高齢化により、医療、介護、福祉に関する円滑にサービスを受けることが、一層必要とされている。
	② 原因	・65歳を迎えた被害者が、障がいサービスから介護保険サービスに切り替わる際に手続きが滞り、患者サービスが受けられないケースがある。
	③ 方向性	・高齢化した被害者の多様なニーズに応えるため、市町村、(公財)ひかり協会、県関係課としっかりと連携し、行政に要望される事項について丁寧に説明していく。

# 事務事業評価シート

## 1 事務事業の概要

担当課

薬事衛生課

事務事業の名称		食品流通対策事業			
目的	誰(何)を対象として	県内食品製造・販売・提供事業者	事業費 (千円)	令和4年度の実績額	令和5年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	消費者が食品を安心して購入・飲食できるように、食品表示法に基づく食品表示の適正化を図る		4,097	1,540
			うち一般財源 (千円)	3,757	1,174
令和5年度の取組内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>食品事業者に対して、表示相談の受付、研修会の開催を行うとともに、ホームページ、パンフレット等で食品表示に関する情報提供を行う</li> <li>県内に流通する食品の適正表示について監視を行い、不適正表示事案には改善指導を行う</li> </ul>			
令和4年度に行った評価を踏まえて見直したこと		新たに特定原材料としてクルミが追加されたことを受け、該当事業者を対象とした食品表示セミナーを開催し、食品表示の適正化を図る			
1	上位の施策	VIII-2-(1) 食の安全・生活衛生の確保	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

## 2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上 分類
1	食品表示法に基づく指示件数(松江市内の衛生及び保健事項を除く)【当該年度4月~3月】	目標値		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	件	単年度 値
		実績値	0.0	0.0	0.0	0.0				
		達成率	—	—	—	—	—	—		
2		目標値								
		実績値								
		達成率	—	—	—	—	—	—		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		<ul style="list-style-type: none"> <li>食品表示法に基づく適正表示がされるよう、事業者向け食品表示講習会を実施した。(県内3カ所)</li> <li>昨年度、薬事衛生課及び保健所に寄せられた表示相談件数は175件であった。</li> </ul>								

## 3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度、食品表示法に基づく不適正表示による指示・公表はなかった。</li> <li>他自治体や農政事務所から、不適正表示としての通報が9件あり、全ての事案について保健所が当該施設へ立入、事実関係を確認後、適正表示への改善を確認済み</li> </ul>	
課題分析	① 課題	「目的」達成のため(又は達成した状態を維持するために支障となっている点)	表示相談への対応や講習会の実施により、多くの事業者へ食品表示法に基づく新表示を指導してきたが、実際の表示基準への適合状況を確認する必要がある。
	② 原因	上記①(課題)が発生している原因	HACCPの施行に向けた監視指導並びにコロナ患者発生に伴う対応により、食品表示に係る十分な監視指導が行えなかった。
	③ 方向性	上記②(原因)の解決・改善に向けた見直し等の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品衛生推進員による食品表示チェッカー事業を活用し、表示基準への移行状況を確認するとともに、不適正表示に対し、監視指導により適正化を図る。</li> <li>引き続き食品事業者に対し、パンフレットや講習会を通じて、食品表示法に基づく表示基準の徹底を図る。</li> </ul>

# 事務事業評価シート

## 1 事務事業の概要

担当課	薬事衛生課
-----	-------

事務事業の名称		生活衛生団体等の育成事業			
目的	誰(何)を対象として	理容所、美容所、クリーニング所、興行場、旅館及び公衆浴場の生活衛生団体等・営業者	事業費 (千円)	令和4年度の実績額	令和5年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	経営基盤を安定させ、衛生水準の向上を図る。		22,870	25,028
			うち一般財源 (千円)	12,215	14,091
令和5年度の取組内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営基盤を安定化し、衛生水準の向上を図るため、関係団体等が生活衛生関係営業者に対して実施する相談事業、研修会等の支援を行う。</li> <li>・衛生水準を確保するため、生活衛生関係営業施設に対し、法に基づく許可等、監視指導等を行う。</li> <li>・飲食店の新型コロナウイルス感染症の感染防止と事業活動の両立を進めるため、感染防止対策に取り組む飲食店を認証する制度(「島根県新型コロナ対策認証店」認証制度)を周知し、また適切に運用する。</li> </ul>			
令和4年度に行った評価を踏まえて見直したこと		<ul style="list-style-type: none"> <li>・公衆浴場及び旅館を原因とするレジオネラ症の発生を防止するため、引き続きこれらの施設に対する監視指導等を行い、自主管理の徹底を図る。</li> <li>・「島根県新型コロナ対策認証店」認証制度を周知し、また適切に運用する。</li> </ul>			
1	上位の施策	VIII-2-(1) 食の安全・生活衛生の確保	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

## 2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上分類
1	営業許可取消・営業停止命令件数(松江市内の施設を除く)【当該年度4月～3月】	目標値		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	件	単年度値
		実績値	0.0	0.0	0.0	0.0				
		達成率	—	—	—	—	—			
2		目標値								
		実績値								
		達成率	—	—	—	—	—			
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益財団法人島根県生活衛生営業指導センターが開催するクリーニング師研修会へ講師を派遣し、標準営業約款登録審査委員会に参加する等、同センターへの支援を行った。</li> <li>・同センターが実施する生活衛生関係営業対策事業に係る経費を補助することにより、生活衛生関係営業の近代化、合理化の推進及び衛生水準の維持向上を図った。</li> <li>・生活衛生関係営業180施設に立入検査を実施し、1施設に対して文書指導を行った。(公衆浴場1)</li> <li>・生活衛生関係営業に係る健康被害は発生していない。</li> </ul>								

## 3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の生活衛生関係営業施設の衛生管理等が適正であるか確認し、不適正である場合には指導によって改善を図った。</li> <li>・令和2年6月から、新型コロナウイルス感染症の感染予防に取り組む施設の紹介事業(しまね「新型コロナの予防に取り組むお店」紹介事業)を開始し、感染予防に取り組む施設を県HPで公表した。【施設数】(令和5年5月7日現在):計1,551(内訳 飲食施設637、宿泊施設372、理容所115、美容所245、公衆浴場11、食品小売店舗171)</li> <li>・令和3年9月から、「島根県新型コロナ対策認証店」認証制度を開始し、認証店を専用HPで公表した。【認証店数】(令和5年5月7日現在):1,279</li> <li>※令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に変更されたことに伴い、事業及び制度を終了した。</li> </ul>
課題分析	① 課題	ア. 公衆浴場及び旅館におけるレジオネラ症防止対策が不十分な施設がある。
	② 原因	ア. レジオネラ症防止対策の周知不十分により、営業者の認識が不足し、清掃、消毒等の管理が適正に行われていない可能性がある。
	③ 方向性	ア. 公衆浴場及び旅館を原因とするレジオネラ症の発生を防止するため、今後も引き続きこれらの施設に対する監視指導を実施し、自主管理の徹底を図る。

# 事務事業評価シート

## 1 事務事業の概要

担当課

薬事衛生課

事務事業の名称		動物管理対策事業			
目的	誰(何)を対象として	動物の飼い主・動物取扱業者	事業費 (千円)	令和4年度の実績額	令和5年度の当初予算額
	どうい状態を目指すのか	動物愛護思想、適正飼養の定着を図り、動物による環境侵害等の発生を防止する		28,817	33,169
			うち一般財源 (千円)	25,944	29,968
令和5年度の取組内容	・動物愛護思想、適正飼養の定着を図るため、飼い主に対し、広報や講習会等を開催する ・動物による環境侵害等を防止するため、犬猫の引き取り・処分、不適正飼養者の指導、動物取扱業者等の監視・指導・登録を行う ・狂犬病のまん延防止を図るため、犬の登録、狂犬病予防注射及び適正飼養について普及啓発する				
令和4年度に行った評価を踏まえて見直したこと	犬猫販売業者が犬猫を販売する際にマイクロチップを装着することが義務化されたことから、保健所から譲渡する犬猫に対しても、マイクロチップの装着を積極的に行う				
1	上位の施策	VIII-2-(1) 食の安全・生活衛生の確保	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

## 2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上 分類
1	保健所での犬・猫引取り数【当該年度4月～3月】	目標値		550.0	530.0	510.0	490.0	470.0	頭	単年度 値
		実績値	518.0	377.0	326.0	300.0				
		達成率	—	131.5	138.5	141.2	—	—		
2		目標値								
		実績値								
		達成率	—	—	—	—	—	—		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		○犬・猫の引取り数 (全体)R2:377(307)、R3:326(236)、R4:300(184) (犬)R2:155(131)、R3:125(108)、R4:114(98) (猫)R2:222(176)、R3:201(128)、R4:186(86) ※( )は拾得者からの引取り		○犬・猫の譲渡数 (全体)R2:296、R3:243、R4:245 (犬)R2:124、R3:94、R4:104 (猫)R2:172、R3:149、R4:141		○犬・猫の殺処分数 (全体)R2:112、R3:131、R4:127 (犬)R2:13、R3:6、R4:16 (猫)R2:99、R3:125、R4:111				

## 3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	・令和3年度と比較し、犬・猫の引取数、殺処分数とも減少しており、特に殺処分数の減少した要因については、関係団体や個人ボランティアと連携しながら取り組んだ結果である。各種取り組みにより、動物愛護思想の浸透が図られた
課題分析	① 課題	・猫(野良猫)の引取り数・殺処分数が多い ・猫の引取数は、毎年減少傾向であるが、その減少割合が下げ止まりの様相を呈している
	② 原因	・動物愛護思想の欠如、野良猫への餌やりなどの不適正飼養等が一部で存在することが考えられる ・動物に関わるすべての人に対し、動物愛護と適正飼養の普及啓発が不十分である
	③ 方向性	・動物愛護週間等の事業を通じて、動物愛護思想の普及を図るとともに、幅広く啓発ができるよう、新聞、TV等の効果的な広報を検討する ・地域猫活動(TNR)を積極的に実施し、所有者不明の子猫を増やさない取り組みを推進する



## 事務事業評価シート

## 1 事務事業の概要

担当課

農山漁村振興課

事務事業の名称		米トレーサビリティ制度推進事業			
目的	誰(何)を対象として	県内米穀類生産・販売・輸入・加工・製造・提供者、消費者	事業費 (千円)	令和4年度の実績額	令和5年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	米トレーサビリティ法に基づき、米・米加工品の取引に際して、適切な産地情報の伝達を行い、食品として適正なものの流通、表示の適正化を図り、消費者、県民の利益増進と農業及び関連産業の健全な発展を図る。		2,473	3,178
			うち一般財源 (千円)	2,463	3,148
令和5年度の取組内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>・米トレーサビリティ法の対象となる米穀事業者について、適切な情報伝達がされていない場合などに立入調査を実施し、制度の啓発、指導業務を行う。</li> <li>・農産物検査に係る地域登録検査機関について、農産物検査法に基づく登録の更新事務、検査結果報告の取りまとめ及び登録検査機関への巡回立入調査を実施し、農産物検査の適正な実施について指導・監視する。</li> </ul>			
令和4年度に行った評価を踏まえて見直したこと					
1	上位の施策	VIII-2-(1) 食の安全・生活衛生の確保	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

## 2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上 分類
1	主食用米の担い手シェア率(生産面積)【当該年度4月～3月】	目標値		37.0	40.0	43.0	47.0	50.0	%	単年度 値
		実績値	36.6	39.9	42.3	45.0				
		達成率	—	107.9	105.8	104.7	—	—		
2		目標値								
		実績値								
		達成率	—	—	—	—	—	—		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実										

## 3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、立入検査は見合わせていたが、産地情報の伝達が行われていないなどの疑義案件の情報提供はなかった。</li> <li>・中国四国農政局島根県拠点と定期的に連絡を取り、立入検査や普及啓発に関して情報交換を行った。</li> </ul>	
課題分析	① 課題	「目的」達成のため(又は達成した状態を維持するために支障となっている点)	・各事業者の制度に対する認識がどこまでなされているか把握できていない。
	② 原因	上記①(課題)が発生している原因	・新型コロナウイルスの影響により立入検査が十分できていない。
	③ 方向性	上記②(原因)の解決・改善に向けた見直し等の方向性	・新型コロナウイルスの5類感染症への移行により、各種立入検査を実施することから、当該立入検査の際に制度について周知する。